

2015年2月

## マイナンバー法と事業者・金融機関に求められる実務対応

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」又は「法」）に基づく、いわゆる「マイナンバー制度」の運用が平成28年1月より始まります。この運用について、平成26年12月11日に、特定個人情報保護委員会から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」<sup>i</sup>（以下「ガイドライン」）とこれに関するパブリックコメントの結果が公表されました。このガイドラインには別冊として「金融業務における特定個人情報の訂正な取扱いに関するガイドライン」<sup>ii</sup>（以下「別冊ガイドライン」）があり、事業者、とくに金融機関の実務指針が明らかになったといえます。

そこで、本稿では、マイナンバー法を概観したうえで、事業者や金融機関に求められる実務対応等の概要を取り上げます。

## 1 マイナンバー法とは

## (1) マイナンバー制度

社会保障・税番号制度<sup>iii</sup>（以下「マイナンバー制度」）の目的は、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会を実現にあります。

すなわち、マイナンバー制度により、各行政機関においてそれぞれ管理されている情報が情報提供ネットワークシステムを通じて個人番号（マイナンバー<sup>iv</sup>）により同一人物であるか照合が簡易となり、これまで転記等に要していた時間、労力といった行政のコストが削減されることとなります（①）。また、社会保障を受けようとする課税証明書の添付が求められていたように、これまで国民が各行政機関を自ら廻り取得して、他の行政機関に提出することが求められていた情報についても、マイナンバー制度の導入により、行政機関側で照合が可能となるた

め、そもそも添付書類として提出する必要がなくなり、国民の負担が軽減されます（②）。さらに、各行政機関がそれぞれ担当している行政サービスにつき、個人番号の照合により、所得と当該サービスの受給状況を把握することができるようになるため、給付と負担が公平に行われるようになります（③）。

もつとも、マイナンバー制度では、一つの番号に多数の個人情報が紐付けられることとなり、その悪用によって多大な個人情報が流出してしまうことへの懸念が指摘されているところです<sup>v</sup>。そこで、既存の個人情報保護法制の特例として、個人番号その他の特定個人情報（個人番号<sup>vi</sup>をその内容に含む個人情報をいいます。法2条8項）の適正な取扱いを確保することを目的として、マイナンバー法は制定されました。

そして、平成28年1月から、マイナンバー法で認められた社会保障・税・災害対策の分野において個人番号の利用が開始します。具体的には、平成27年10月以降、住民には個人番号が通知され、平成28年1月から各種税務申告書には個人番号の記載が必要となります。また、各行政機関の連携には、国の行政機関間については平成29年1月から、地方公共団体については平成29年7月から、それぞれ順次開始します。さらに今後、マイナンバー制度のさらなる整備などにより、活用分野が拡大することも視野に入れられています<sup>vii</sup>。

## (2) 「マイナンバー」とは

個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であって当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいい（法2条5項）、住民票コードを変換して得られる11桁の番号と検査用数字を加えた12桁の番号<sup>viii</sup>からなります。個人番号は、原則として一生変更されないものであるため、管理には留意が必要です。

住民票を有する者一人一人に、平成27年10月

【執筆】パートナー 弁護士 堀野 桂子

[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=SYO20131105000000065](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SYO20131105000000065)

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080-1130-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

以降、個人番号が「通知カード」に記載されて通知されます（法 7 条 1 項）。通知カードには、個人番号のほか、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されます。なお、住民票を有している限り、個人番号は割り振られますから、例えば、外国籍の方でも住民票がある中長期在留者、特別永住者も対象となります。また、住民票上の住所宛てに通知カードが届くことになるため、住民票上の住所と居所とが異なる場合に通知カードの送付先には注意が必要です。

個人番号が掲載されているカードとして重要なものに「個人番号カード」があります。これは、本人の求めによって交付されるカードであり、後述する本人確認を簡便に行うことができるカードです（法 17 条・18 条）。個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、写真等の記載とこれらを記録した IC チップが搭載されます。個人番号カードの記載事項に変更があった場合には 14 日以内に、紛失をした場合にはただちにこれを市町村に届け出る必要があります。また、有効期間があり、有効期間が満了したら、返納をせねばなりません。

ところで、マイナンバー法には「法人番号」という概念もあります。法人番号とは、特定の法人や団体を識別するための番号として指定されるものであって（法 2 条 15 項）、12 桁の会社法人等番号等に 1 桁の検査用数字を加えた 13 桁の番号からなります。なお、法人番号は、公表が予定されているものであり、誰でも自由に利用することができる点で個人番号とは異なります。

## 2 民間事業者求められる対応

事業者は、マイナンバー法上の「個人番号関係事務」（個人番号を記載した書面の提出その他個人番号を利用した事務：法 2 条 11 項）を行う「個人番号関係事務実施者」（同条 13 項）に該当することが想定されています。

個人番号関係事務として想定されている事務は、具体的には、事業主が、その従業員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長、日本年金機構等に提出する事務があります（法 9 条 3 項）<sup>ix</sup>。事業主において提出義務のある法定調書の記載事項の一つに個人番号が追加されるため、この記載・提出において個人番号を取り扱うことになるのです。これら書類の提出事務は、特段特殊な事務でもないため、ほとんどの事業者が、マイナンバー法上の

「個人番号関係事務実施者」としての各種義務等を履践せねばならないことになるといえるでしょう。

では、事業者には、どのような義務等が課されることになるのでしょうか。

### （1）個人情報保護法との関係

そもそも個人番号も個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）上の「個人情報」であり、マイナンバー法は個人情報保護法の特例であるため、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」は、マイナンバー法により個人情報保護法の適用が除外される場面を除き特定個人情報についても個人情報保護法の適用を受け、また、マイナンバー法の適用を受けることになります。

他方、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に該当しない事業者であったとしても、個人番号関係事務を行う限り、マイナンバー法の適用を受けることになり、どんなに小規模の事業者であったとしても、特定個人情報の取扱いにおいては、マイナンバー法における保護措置に従う義務があります。

そして、マイナンバー法における保護措置は、①特定個人情報の利用制限、②特定個人情報の安全管理措置等、③特定個人情報の提供利用等、の 3 つに大別されます。以下、その大別に従って概説します。

### （2）①特定個人情報の利用制限

#### ア 利用の制限と目的の特定

まず、事業者においては、マイナンバー法 9 条 3 項に定める個人番号関係事務、すなわち、事業主がその従業員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長、日本年金機構等に提出するなどの事務のためだけに個人番号を取得・利用でき、たとえ本人の同意があったとしても、法が定める例外的な場合<sup>x</sup>を除き、この利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできません（法 29 条 3 項による読み替え後の個人情報保護法 16 条 1 項、法 32 条）。

そして、事業者は、個人番号の利用にあたって、利用目的をできるだけ特定せねばならず（個人情報保護法 15 条 1 項参照）、具体的には「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定して通知することが想定されています<sup>xi</sup>。

なお、ガイドラインでは、雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、利用目的を変更して雇用契約に基づく健

康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合には、利用目的を変更する旨を本人へ通知等<sup>xii</sup>すれば利用目的の変更が認められるとされています（個人情報保護法 15 条 2 項参照）。このように変更は可能としても、実務では、予め想定される利用目的につき全て利用目的として特定して従業員に提示することが簡便といえるでしょう<sup>xiii</sup>。

#### イ 特定個人情報ファイルの作成禁止

また、必要な範囲をこえた「特定個人情報ファイル」の作成も禁止されています（法 28 条）。

「特定個人情報ファイル」とは個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことをいい（法 2 条 9 項）、例えば、従業員の個人番号を利用して営業成績等を管理するファイルを作成することはできません<sup>xiv</sup>。したがって、従業員のデータ管理には、個人番号を用いることなく、社員番号など、これまでどおりの管理方法をとることが適切です。

### (3) ②特定個人情報の安全管理措置等

#### ア 安全管理措置

個人番号関係事務実施者としての事業者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他マイナンバーの適切な管理のため必要な処置を講じなければなりません（法 12 条・33 条、個人情報保護法 20 条）。また、その従業員<sup>xv</sup>に特定個人情報を取り扱わせるにあたっては、その安全管理が図られるよう、当該従業員に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません（法 34 条、個人情報保護法 21 条）。

安全管理措置の具体的内容は、ガイドライン（別添）「特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」（以下「ガイドライン別添」）に詳細がまとめられているところ、安全管理措置の検討手順は（A）個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化、（B）特定個人情報等の範囲の明確化、（C）特定個人情報等を取り扱う事務を取り扱う事務に従事する従業者の明確化、（D）特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定、（E）取扱規程等の策定、であるとされています。

なお、ガイドライン別添には、個人番号関係事務実施者が中小規模の事業者<sup>xvi</sup>である場合であっても実現可能なものとするために、かかる事業者向けの対応方法も具体的に指摘されています。

このように、事業者は、マイナンバー制度の運用開始にむけて、その規模等に応じた安全管理措置の構築を進める必要があるといえるでしょう。

#### イ 委託の取扱い

事業者は、個人情報関係事務の委託につき、委託を受けた者に対して「必要かつ適切な監督」を行わなければなりません（法 11 条、個人情報保護法 22 条）。すなわち、委託者は、委託を受けた者において、マイナンバー法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように監督する必要があります。

そして、この「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定<sup>xvii</sup>、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結<sup>xviii</sup>、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれているとされています。

#### ウ 再委託の取扱い

さらに、マイナンバー法では再委託について、当初の委託元の許諾を得た場合に限り認められると定めています（法 10 条 1 項）。つまり、【委託元→委託先→再委託先】とある場合に、委託先が再委託先に再委託をするためには、委託元の許諾を得なければならないことは当然のこと、再委託先がさらに再々委託先に再々委託をする場合であっても当初の委託元の許諾が必要となります。

その結果、委託元は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても監督義務を負うこととなります（法 10 条 2 項）。これは個人情報保護法とは異なる監督義務<sup>xix</sup>といえます。

### (4) ③特定個人情報の提供利用等

#### ア 提供の求めの制限

個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り個人番号の提供を求めることができます（法 14 条 1 項）。この提供を求める時期としては、個人番号関係事務が発生した時点が原則ですが、従業員等の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等に係る各種書面の作成事務の場合は、雇用契約の締結の時点でも作成事務が生じることが予想されるため個人番号の提供を求めたとしてもマイナンバー法に違反するものではないと解されています<sup>xx</sup>。

そして、何人もマイナンバー法 19 条各号で定める場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはできず（法 15 条）、また、マイナンバー法 19 条各号で定める場合を除き、特定個人情報を提供することはできません（法 19 条）。

なお、ここでいう「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味すると解されており、例えば、グループ会社間であっても共有することは

できませんし、出向にあたっては本人の意思を介さねば出向先に個人番号を移転することもできません<sup>xxixxii</sup>。

#### イ 収集・保管の制限

また、事業者は、マイナンバー法 19 条各号に定める場合を除き、特定個人情報を収集し、保管してはなりません（法 20 条）。これは、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合には、文書の保管期間経過後、できるだけ速やかに廃棄又は削除せねばならないことを定めたものともいえます。なお、この「廃棄又は削除」は、個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することを除外するものではないと解されています<sup>xxiii</sup>。

#### ウ 個人番号提供時の本人確認

事業者は、本人から個人番号の提供を受ける際、個人番号カードの提示を受けるなど、法定の本人確認を行わなければなりません（法 16 条）。具体的には、個人番号カードの提示を受ける方法、通知カードの提示を受ける方法、住民票等の写し等の書類提示を受ける方法があります。これらの方法を遵守するよう従業員等に徹底する必要があるといえるでしょう。

### 3 金融機関に求められる対応

#### (1) 個人番号関係事務について

さて、金融機関は、従業員との関係で個人番号関係事務を行うことに加えて、とりわけ顧客との関係でも個人番号関係事務（法 9 条 3 項）を行うこととなります。具体的には、金融機関が法令に基づき、顧客の個人番号を、その特定口座年間取引報告書、株式等の売却の対価等の支払調書、国外送金等調書や先物取引に関する支払調書等の書類に記載して税務署長に提出する事務などがこれに該当します。また、生命保険契約等の一時金の支払調書の提出事務もこれに該当します。

これらに関しては、個人番号関係事務であるため、上述した個人番号に関する保護措置が適用されます。そこで、以下では、とくに金融機関において留意すべき点について指摘します。

#### ア 安全管理措置について

まず、マイナンバー法に基づき安全管理措置を講じなければならないことは一般事業者と同様です。その具体的な検討手順については 2 (3) アに上述したとおりですが、金融機関の場合、これに加え

て金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を遵守することもその前提とされています<sup>xxiv</sup>。

#### イ 個人番号の利用目的について

利用目的については、「金融商品取引に係る支払調書作成事務」「保険取引に関する支払調書作成事務」のように、顧客が自身の顧客番号をどのような目的で利用されるか、一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があるとされています。この場合、従前契約に関連して個人番号を取得していた場合、新しい契約を別途締結したとしても、それに関する支払調書作成事務は「金融商品取引に係る支払調書作成事務」という目的の範囲に入り、個人番号を新たに取得しなおすことなく、従前から保有している個人番号を利用することができるかと解されています<sup>xxv</sup>。

このように顧客の個人番号の利用目的についても、予め想定される全ての支払調書作成事務を特定して本人に通知等することが必要といえるでしょう。

#### ウ 提供を求める時期について

個人番号の提供を求める時期については、2 (2) アに上述したとおり、個人番号関係事務が発生した時点が原則ですが、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、その時点で提供を求めることも許容されています。例えば、契約締結時点において支払金額が特定しておらず支払調書の提出の要否が必ずしも明らかではないとしても、個人番号関係事務の発生が予想される場合には個人番号の提供を求めることも認められます。ただし、当該事務が発生しないことが明らかになった場合には、取得した個人番号をできる限り速やかに廃棄又は削除する必要があります<sup>xxvi</sup>。

他方で、顧客が個人番号の提出を拒む事態も想定されますが、これに対しては、まずは顧客にマイナンバー制度を説明して提出に応じるよう求め、それでも応じてくれない場合は、書類の提出先の機関の指示に従うようにと指摘されています<sup>xxvii</sup>。そのため、このような場合の具体的な対応については、今後の実務動向が注目されるところです。

#### エ 保険代理店の地位について

保険契約においても支払調書の作成が必要となる場合があります。他方で、保険については、銀行における窓口販売を含めて、保険代理店が顧客との窓口となり資料等の提出を受けることが多いと考えられますが、マイナンバー法上、保険代理店は、保険

会社から個人番号関係事務の委託を受けたものであると整理されます。そのため、保険会社は、委託先である保険代理店に対して必要かつ適切な監督を行わねばなりません<sup>xxviii</sup>。

また、保険代理店が複数の保険会社の商品を販売している場合には、保険代理店は、保険会社ごとに顧客から個人番号の提供を受けることを要し、共同して利用することはできないことにも留意が必要です<sup>xxix</sup>。

#### オ 本人確認について

個人番号の提供を受けるにあたって、2（4）ウに上述したとおり、マイナンバー法所定の本人確認が必要です。したがって、金融機関においてはどのように法定の本人確認を行うか、そのシステムを確立することが必要です。

他方、犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づき金融機関では本人確認が徹底されていますが、それらの本人確認の方法として、個人番号カードの提示を受けた場合に、本人確認を行ったことの控えとして個人番号を控えておくことはマイナンバー法違反に該当するため、このような対応を取らないよう留意が必要です<sup>xxx</sup>。

#### （2）激甚災害時の払戻し等

ところで、マイナンバー法では、その9条4項において例外的に個人番号を利用できる場合を定めています。これが激甚災害時の払戻し等です。

すなわち、東日本大震災の地震・津波の際に、預金通帳等が紛失し、金融資産の引出しや保険金等の受領が必ずしも円滑に行われなかったことへの反省として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」2条1項に規定する「激甚災害」が発生したときには、預貯金等の払戻し、預かり有価証券の売却、生命保険金・損害保険金等の支払、共済金の支払、契約者貸付などの、既契約を前提とした金銭の支払にかかる業務に関して個人番号を利用することができるというものです<sup>xxxi</sup>。なお、災害発生時からではなく、「激甚災害」と指定された後に初めて本条項の適用が可能となります。

激甚災害時の払戻し等は、マイナンバー法により当初特定した利用目的を超えた個人番号の利用であるため、当該事務を利用目的として特定し、個人番号の提供を受けることはできません。

#### 4 最後に

以上のとおり、マイナンバー制度は、すべての事業者に適用があるといえ、当該事業者にはマイナンバー

法に定める安全管理措置等をとる必要があるという点で事業者に与える影響は小さくありません。また、金融機関にとっても今後の実務運用において検討課題は少なくないものと思われます。

事業者の規模に応じて個人番号の適切な利用が促進されるよう、事業者ごとの検討が必要といえるでしょう。

以上

- i 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>）。なお、マイナンバーに関する資料は、内閣官房社会保障改革担当室のHPにまとまっています（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）。
- ii 「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/141211kinyu-guideline.pdf>）
- iii 政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（平成23年1月31日公表）、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「社会保障・税番号要綱」（同年4月28日公表）、政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税番号大綱」（同年6月30日公表）など、その検討経過から法律上の用語ではないものの「社会保障・税番号制度」という表現が用いられています。
- iv 「マイナンバー」とは、2011年に実施した一般公募により決定した個人番号の通称名です。
- v かかる観点から、各人の情報の保管は各行政機関で保管するものとされており、個人情報自体を一元管理することは否定されています。
- vi ここでいう「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれるため（法2条8項）、例えば、一定の法則に従って、数字をアルファベットに置き換えて作成する番号なども、この「個人番号」に該当することとなります（ガイドライン第4-1（1）・13頁）。
- vii 附則6条1項において、マイナンバー法施行後3年を目途として、法律の施行の状況等を勘案して特定個人情報の提供の範囲の拡大などにつき見直しをすることと定められています。
- viii 個人番号は、①他のいずれの個人番号とも異なること、②住民票コードを変換して得られるものであること、③住民票コードを復元することのできる規則性のある者ではないこと、という要件に従って地方公共団体情報システム機構が生成します（法8条2項）。
- ix ガイドライン第3-2（2）・7頁。
- x 例外的な場合として、次項で指摘する激甚災害時の金銭交付をする場合と、人の生命、身体又は財産の保護のために個人番号を利用する必要がある場合とがあります。
- xi ガイドライン第4-1（1）・13頁。
- xii 通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明示等の方法が考えられると指摘されています（ガイドライン第4-1（1）・15頁以下）。
- xiii 利用目的は、複数でも特定ができていれば可能です（「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A（以下「Q&A」）・Q1-3・1頁）。なお、Q&Aは、<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/>。
- xiv ガイドライン第4-1（1）・13頁。
- xv 「従業員」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、幹事、派遣社員等を含むとされています（ガイドライン第4-2-（2）・22頁）。
- xvi ガイドラインにおける「中小規模事業者」とは、従業員の数が100名以下の事業者であって、①個人番号利用事務実施者、②委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者、③金融分野の事業者、④個人情報取扱事業者は除外されるとされています（ガイドライン別添50頁）
- xvii 委託先の適切な選定には、委託先においてマイナンバー法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、予め確認せねばならないとされています（ガイドライン第4-2-（1）・20頁）。
- xviii 委託契約の締結には、契約内容として秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならないとされています（ガイドライン第4-2（1）・20頁）。
- xix ただし、昨今の個人情報流出事件等を受けて、平成26年12月に改正された「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（<http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141212002/20141212002.pdf>）において、委託元は、再委託先についても個人情報保護法20条に基づく安全管理措置を講じよう求めることが望ましいと規定されるに至りました。
- xx ガイドライン第4-3-（1）24頁。なお、非上場会社の株主に対する配当金の支払いに伴う支払調書の作成事務の場合には、当該株主が株主としての地位を得た時点で個人番号の提供を受けることも可能であると解されています（同頁）。
- xxi ガイドライン第4-3-（2）・26頁。
- xxii 関連して、関連会社間で従業員の個人情報を共有データベースで保管しているような場合も、従業員が就業している会社のみ当該従業員の個人番号にアクセスできるようにする仕組みを採用している必要があります（ガイドライン第4-3-（2）・26頁参照）。
- xxiii ガイドライン第4-3-（3）・31頁。
- xxiv ガイドライン2-（2）・8頁。
- xxv 別冊ガイドライン1-（1）・2頁、Q&A・Q16-1・17頁。
- xxvi Q&A・Q17-1・18頁。
- xxvii Q&A・Q17-6・19頁等
- xxviii 別冊ガイドライン2-（1）・6頁。
- xxix Q&A・Q17-3・19頁。
- xxx 別冊ガイドライン3-（3）・15頁、Q&A・Q18-2・21頁。
- xxxi 逐条解説24頁以下。なお、逐条解説は<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/chikujou.pdf>

当事務所では、従来型の融資・回収案件等の銀行取引のほか、資産流動化や不動産投資私募ファンド、V・C・ファイナンス、種類株式等を利用したエクイティ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、事業再生案件におけるDESやDDS、エグジット・ファイナンス等の幅広いファイナンス分野において、法的助言・分析・評価、ストラクチャー組成、SPV設立、ドキュメンテーション、債権回収、交渉・裁判対応、業規制に関する行政対応・検査対応等の業務を行っております。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、ファイナンス法に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用下さい。

ファイナンス・プラクティスチーム（担当パートナー 中森 亘／谷口明史／堀野桂子）